

判決年月日	令和2年6月23日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	令和元年（行ケ）第10147号		

○ 商標法3条2項により自他商品識別力を獲得したかどうかは、当該商標が使用された期間及び地域、商品の販売数量及び営業規模、広告宣伝がされた期間及び規模等の使用の事情、当該商標やこれに類似した商標を採用した他の事業者の商品の存在、商品を識別し選択する際に当該商標が果たす役割の大きさ等を総合して判断すべきであり、輪郭のない単一の色彩それ自体が使用により自他商品識別力を獲得したかどうかを判断するに当たっては、指定商品を提供する事業者に対して、色彩の自由な使用を不当に制限することを避けるという公益にも配慮すべきである。

○ 輪郭のないオレンジ色に係る色彩商標が、指定商品である油圧ショベルに長期間使用されていたとしても、①建設現場等において一般的に採択される色彩であること、②油圧ショベル及びこれと需要者が共通する建設機械や、油圧ショベルの用途とされる農機、林業用機械の分野において、上記商標に類似する色彩を使用する事業者が相当数存在していること、③油圧ショベルなど建設機械の取引においては、製品の機能や信頼性が検討され、製品を選択し購入する際に車体色の色彩が果たす役割が大きいとはいえないこと、④色彩の自由な使用を不当に制限することを避けるべき公益的要請もあることなど判示の事情の下では、使用をされた結果自他商品識別力を獲得し、商標法3条2項により商標登録が認められるべきものとはいえない。

（関連条文）商標法3条2項

（関連する権利番号等）商願2015－29999，不服2017－2498号

判 決 要 旨

1 原告は、指定商品を第7類「油圧ショベル、積込み機、車輪により走行するローダ、ホイールローダ、ロードローラ」等として、タキシーイエロー（マンセル値：0.5 Y R 5.6 / 11.2）のみからなる色彩（本願商標）について、商標登録出願をした。原告は、拒絶査定を受けたので、これに対する不服の審判を請求するとともに、同日付けで、商標登録を受けようとする商標は、オレンジ色（マンセル値：0.5 Y R 5.6 / 11.2）のみからなるものとし、指定商品を第7類「油圧ショベル」に補正する手続補正を行った。

特許庁は、本願商標は、商標法3条1項3号に該当し、同条2項に該当しないから、商標登録を受けることができないとして、「本件審判の請求は、成り立たない。」との本件審決をした。

本件は、原告が、本件審決の取消しを求める訴訟であり、取消事由は、商標法3条2項

該当性の判断の誤りである。

2 本判決は、以下のとおり、原告の請求を棄却した。

(1) 本願商標が商標法3条1項3号に該当することは、当事者間に争いがないところ、同条2項は、同条1項3号ないし5号に対する例外として、「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」は商標登録を受けることができる旨規定している。その趣旨は、特定人が当該商標をその業務に係る商品の自他識別標識として他人に使用されることなく永年独占排他的に継続使用した実績を有する場合には、当該商標は例外的に自他商品識別力を獲得したものということができる上に、当該商品の取引界において当該特定人の独占使用が事実上容認されている以上、他の事業者に対してその使用の機会を開放しておかなければならない公益上の要請は薄いといえることができるから、当該商標の登録を認めようというものと解される。

そして、使用により自他商品識別力を獲得したかどうかは、当該商標が使用された期間及び地域、商品の販売数量及び営業規模、広告宣伝がされた期間及び規模等の使用の事情、当該商標やこれに類似した商標を採用した他の事業者の商品の存在、商品を識別し選択する際に当該商標が果たす役割の大きさ等を総合して判断すべきである。また、輪郭のない単一の色彩それ自体が使用により自他商品識別力を獲得したかどうかを判断するに当たっては、指定商品を提供する事業者に対して、色彩の自由な使用を不当に制限することを避けるという公益にも配慮すべきである。

(2) 原告は、本願商標の色彩を車体の少なくとも一部に使用した油圧ショベルを長期間にわたり相当程度販売するとともに、継続的に宣伝広告を行っており、本願商標の色彩は一定の認知度を有しているとはいえるものの、その使用や宣伝広告の態様に照らすなら、本願商標の色彩が、需要者において独立した出所識別標識として周知されているとまではいえない。そして、本願商標は、輪郭のない単一の色彩で、建設現場等において一般的に採択される色彩であること、油圧ショベル及びこれと需要者が共通する建設機械や、油圧ショベルの用途とされる農機、林業用機械の分野において、本願商標に類似する色彩を使用する原告以外の事業者が相当数存在していること、油圧ショベルなど建設機械の取引においては、製品の機能や信頼性が検討され、製品を選択し購入する際に車体色の色彩が果たす役割が大きいとはいえないこと、色彩の自由な使用を不当に制限することを避けるべき公益的要請もあること等も総合すれば、本願商標は、使用をされた結果自他商品識別力を獲得し、商標法3条2項により商標登録が認められるべきものとはいえない。